

総合健康推進財団 研修サイト
法人申込
ご担当者様用 説明資料



Foundation for Total Health Promotion

公益財団法人 **総合健康推進財団**

1. あらたな法人申込の方法について

公益財団法人 総合健康推進財団の法人申込をご検討下さいましてありがとうございます。

令和6年度から、複数名様の研修受講をよりお手軽にお手続きいただける、新たな申込方法をご用意いたしました。

一言で説明すると、「**研修への申込みを受講生ごとに行ってもらう**」という方法になります。

～お申込み全体の流れ～



①**ご担当者様**）専用申込みフォームにて入力。受講生様へ案内
(該当研修の選択・受講人数・受講生の手続き期間の決定)

②**受講生様**）アカウントの登録、または変更。研修へお申込み



③**財団**）手続き期間後、申込みされた情報を基に請求書をメール送付
(申込人数が合致しない場合、別途確認の連絡)



④**ご担当者様**）お振込みを手配



⑤**財団**）着金確認後、受講生様にテキストと受講案内を発送

⑥**受講生様**）テキスト到着後、受講開始



また、**お見積り**にも対応しております。

お問い合わせフォームより、該当の研修・受講予定人数を添えてご依頼ください。

お問い合わせフォーム：<https://soukensui.jp/pages/172/>

※発行する書類はインボイスに対応しています。

1. あらたな法人申込の方法について

この手続き方法では、**担当者様が受講生の情報を収集する必要がなく、結果として、事務負担が大きく軽減できる**メリットがあります。

これまで提出いただいていた『法人申込書』の作成も必要ありません。

- ・ お申込みは専用フォームから回答するだけ
(基礎講習の場合、従事年数証明書の作成は必要です)
- ・ 受講生様ごとに自身の申込みを手続き
- ・ お支払いは一括、請求書による銀行振込み
- ・ 受講状況・修了の管理が容易



ご担当者様は専用のお申込みフォームからお申込みを手続きください。

お申込みフォーム : <https://soukensui.jp/pages/214/>

また、ご担当者様は、受講生様に以下の手続きのご案内をお願いいたします。

① アカウントの新規登録 (約 5 分)

※すでにアカウントをお持ちの場合、変更手続き (約 1 分)

② 研修へのお申込み (約 5 分)

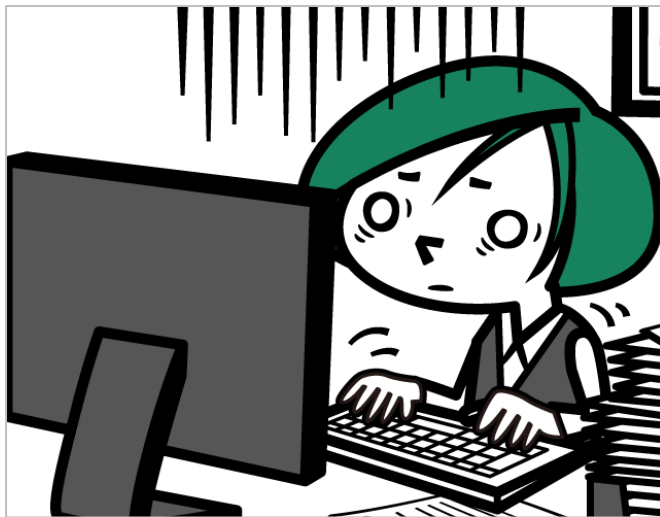
受講生様向けのマニュアルをご用意しておりますので、受講生様にお渡しいただくか、以下のPDFのURLをご共有ください。

受講生様向けマニュアル

<https://soukensui.jp/files/libs/2097/202403281500069349.pdf>

1. あらたな法人申込の方法について

従前の法人申込では、受講生の**個人情報**や**送付先住所**、**従事年数証明書**（※基礎講習のみ）の**取りまとめ**など、**申込み人数が増えること**に**担当者様の事務負担が増大**してしまっておりました。



- ・受講生様がメールアドレスをお持ちでなくても申込みができる
- ・受講生様がお申込みの手続きをする必要がない

などのメリットもあります。

この度、令和6年度より、**年度内累計40名以上**（※）の法人お申込みごとに**割引**を適用させて頂くにあたり、よりご利用しやすい申込方法として、**今回の手続きをご用意いたしました。**

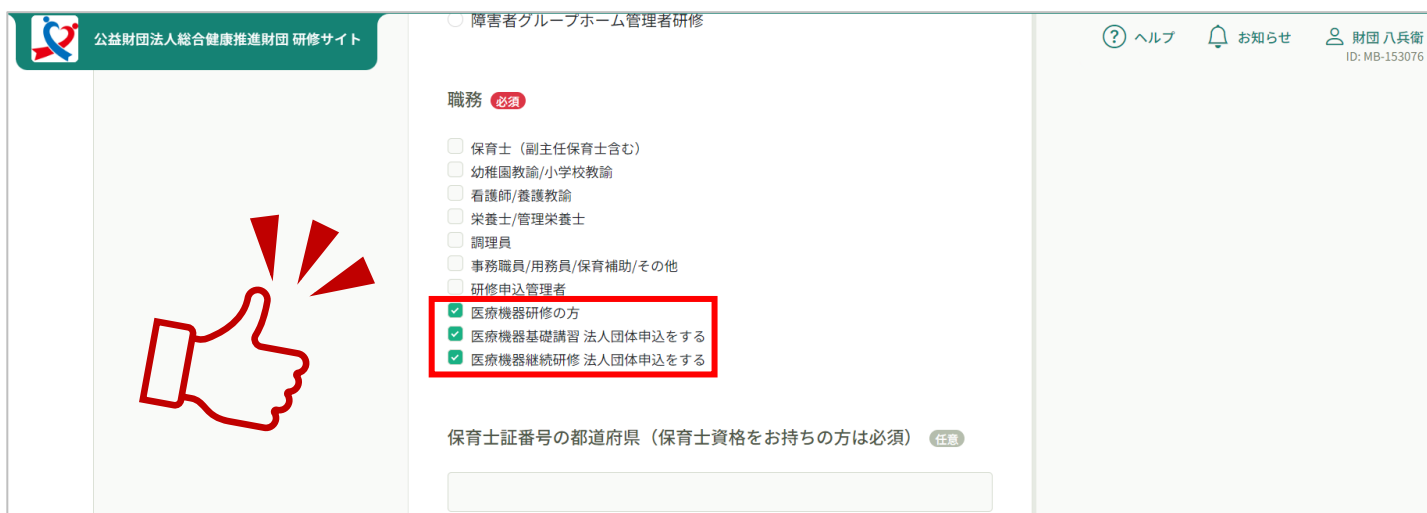
※同一の研修への累積申込者数で計数します。

従前のExcelでの法人申込も引き続き承っております。
どちらか使いやすい方でお申込みください。

2. 受講生様の手続きについて

受講生様の登録手続きで個人申込みと違う所は一つ。

新規登録の際、『職務』の選択箇所で「医療機器研修の方」の他に
「**医療機器基礎講習 法人団体申込をする**」または、
「**医療機器継続研修 法人団体申込をする**」どちらかを選択するだけ。



公益財団法人総合健康推進財団 研修サイト

障害者グループホーム管理者研修

ヘルプ お知らせ 財団 八兵衛 ID: MB-153076

職務 **必須**

- 保育士（副主任保育士含む）
- 幼稚園教諭/小学校教諭
- 看護師/看護教諭
- 栄養士/管理栄養士
- 調理員
- 事務職員/用務員/保育補助/その他
- 研修申込管理者
- 医療機器研修の方
- 医療機器基礎講習 法人団体申込をする
- 医療機器継続研修 法人団体申込をする

保育士証番号の都道府県（保育士資格をお持ちの方は必須） **任意**

こちらをご選択することで、お申込み時に【法人団体申込用】の研修が表示されるようになります。

もしこれらを選択し忘れた場合、あるいは、すでにアカウントをお持ちの受講生様の場合は、**ログインして『個人設定』ボタンで選択**することができます。

受講生様の申込み手続きはいたって簡単、研修名の頭に【法人団体申込用】とある該当の研修を選択し、お申込み頂くだけ。その他の手続きは個人申込みとまったく同じです。

3. 背景

政府が設置したデジタル臨時行政調査会によって、令和4年6月に

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応等について」（一括見直しプラン）

が策定され、これを受けて令和5年6月には

「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」

が成立しました。

参考：<https://x.gd/R54Nf>（引用：デジタル庁）（URL短縮済）

一括見直しプランでは令和6年6月までの2年間で「集中改革期間」と位置付けています。

厚生労働省はこの期間中に、薬機法に基づく医療機器に関する講習の見直しを進める意向です。



……ちょっと難しいですね。簡単に説明すると、

- ・ **販売業・貸与業 営業所管理者 基礎講習**
- ・ **修理責任技術者 基礎講習**

といった医療機器の講習について、**厚労省**が

「**受講申込みから修了証の交付に至るまでをオンライン完結させる**」

という指針をまとめている、という話です。

3. 背景

「受講申込みから修了証の交付に至るまでをオンライン完結させる」



コロナ禍以降、多くの団体で研修をオンラインに対応しました。ただし、どの団体でも修了証は紙で発行しているのが現状です。

総合健康推進財団はこの厚労省の意向にいち早く呼応し、令和6年度より紙での修了証発行を廃止して『**デジタル修了証**』を発給する方針です。

3. 背景

デジタル修了証に対応するには様々な問題がありました。
法人申請がその一つです。

これまでの法人申請においては、受講生様に架空のメールアドレスからなるアカウントをご案内しておりました。

研修受講はつつがなく進めて頂けるのですが、修了証がデジタル化すると、修了証が発給された際に[架空のメールアドレスの受講生様に連絡することができません](#)。

(※担当者様に連絡することになるかと思えます)

研修サイトにログインすれば修了証を取得できるとはいえ、発給の連絡がないのは不便……こうしたこともあって、これまでとは手続き方法の異なる**新たな法人申請**を用意しよう、という運びとなりました。



『受講生を取りまとめ』つつ『受講生ごと有効なメールアドレス』でご登録いただくこの**新たな法人申請**のメリットは以下の通りです。



- ・それぞれの手続きが容易
- ・割引の適用ができる
- ・受講生の管理が可能
- ・修了証の発給が連絡され、すみやかに取得できる

eラーニング

で、いつでもどこでも好きなときに受講できる！

医療機器に関する研修のご案内

POINT



40名のお申込みごとに
1名サービス

令和6年度以降、各研修ごとに法人で取りまとめて年度内に累計40名以上お申込みいただいた場合、同一研修の受講決定者40名ごとに1名分の受講料をサービスさせていただきます。

- 医療機器 販売業・貸与業 営業所管理者 基礎講習
- 医療機器 販売業・貸与業 営業所管理者 および修理責任技術者 継続的研修
- 医療機器 修理責任技術者 基礎講習

POINT



eラーニングなので、
いつでもどこでも受講可能

インターネット環境があればいつでもどこでも受講できるので、スマートフォンやタブレットで、お仕事の合間やお休みの日など、個々人のペースで受講が可能です。

POINT



受講生の受講状況を確認できるので安心

法人担当者は、eラーニングサイトにログインすることで、各受講生の受講状況を確認できます。受講漏れのおそれもないので安心です。

POINT



修了証をデジタル
発給いたします

厚労省の通知に基づき、令和6年度より修了証をデジタル発給する予定です。紙修了証の受取、原本保管の手間や紛失のリスクがなくなりますので、ますます便利にご利用いただけます。

医療機器や業許可の事でご不明点がございましたら、お気軽に以下までお問い合わせくださいませ。

お問い合わせ先



公益財団法人総合健康推進財団 医療機器研修事務局

〒101-0047 東京都千代田区内神田二丁目7番6号 ゆまにビルディング4階

TEL: 03-6262-9450

E-mail: iryo@soukensui.or.jp

総合健康推進財団 医療機器

検索



申込手続きの事務作業が大変

…という担当者の方は、

まずは**財団**までご相談ください！



医療機器 販売業・貸与業 営業所管理者 基礎講習

- 1 申込方法 当財団ウェブサイトから、法人申込書と受講生分の従事年数証明書を作成の上、以下のメールアドレスまで送付ください。
- 2 受講料 **10,890円**(税込)
- 3 ウェブサイト <https://soukensui.jp/pages/188/>
- 4 提出先 iryoshuri@soukensui.or.jp



左記ページQRコード

医療機器 販売業・貸与業 営業所管理者および修理責任技術者 継続的研修

- 1 申込方法 当財団ウェブサイトから、法人申込書と受講生分の従事年数証明書を作成の上、以下のメールアドレスまで送付ください。
- 2 受講料 **5,390円**(税込)
- 3 ウェブサイト <https://soukensui.jp/pages/189/>
- 4 提出先 iryokeizoku@soukensui.or.jp



左記ページQRコード

医療機器 修理責任技術者 基礎講習

- 1 申込方法 当財団ウェブサイトから、法人申込書と受講生分の従事年数証明書を作成の上、以下のメールアドレスまで送付ください。
- 2 受講料 **38,500円**(税込)
- 3 ウェブサイト <https://soukensui.jp/pages/103/>
- 4 提出先 iryoshuri@soukensui.or.jp



左記ページQRコード

※基礎講習・修理基礎講習に申込する場合は、併せて従事年数証明書のご提出が必要になります。